

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年3月12日

北海道十勝総合振興局長 芳賀 是則

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「十勝・アドベンチャートラベル推進事業」委託業務

(2) 業務目的

令和5年度に実施した「十勝・アドベンチャートラベル推進事業」では、十勝の開拓の歴史や一次産業についてアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）のコンテンツになり得ることが確認できたが、各ガイドの経験値のばらつきによるスキル向上、AT客を満足させるコンテンツの仕立てに課題があることがわかった。

本事業では、令和5年度の実施結果を踏まえ、十勝の地元ガイドの知識や技能の向上に加え、コンテンツ企画力の向上等、AT人材の育成を目的とした事業を実施し、十勝ならではのATを推進することを目的とする。

(3) 業務内容

ア ATガイド研修会の実施（座学）

十勝で活動するAT人材を対象に、実践を意識したガイドスキルの向上やコンテンツ企画力の向上に資する研修会を実施すること。

(ア) 実施場所・回数

十勝管内で研修の実施に適した場所で、合計2回以上実施すること。

(イ) 参加対象者

スルーガイド、コンテンツガイド、通訳案内士、観光コンテンツ事業者。またはATに関連のある実務経験者。

(ウ) 講師

ATのコンテンツ企画、ガイド経験、インバウンド対応の経験を有する者。人数の限りはない。

イ ロールプレイング型実地研修の実施

3泊4日の模擬ツアーを企画しロールプレイング型の実地研修を実施すること。

(ア) 模擬ツアーの行程

十勝管内で行う3泊4日の行程を提案すること。ただし、委託先決定後に振興局と協議のうえ最終決定とすること。

また、模擬ツアー行程の検討過程において、受託者はコンテンツ提供者及び振興局と緊密にコミュニケーションをとりそのノウハウからコンテンツの磨き上げに貢献すること。

(イ) 参加対象者

(ア)の行程で取り扱うコンテンツのコンテンツガイド、観光コンテンツ事業者。ただし、参加者は委託先決定後に振興局と協議のうえ最終決定とすることとする。

(ウ) 講師

ATのコンテンツ企画、ガイド経験、インバウンド対応の経験を有する有識者を1名以上招聘すること。

ウ 業務報告書と十勝における今後のAT推進に向けた提案書の提出

(ア) 業務報告書の作成

本事業において実施した事項について写真等も交え作成すること。

報告書は紙媒体(A4版)2部及び電子データ1部を提出すること。

(イ) 今後のAT推進に向けた提案書の作成

ATガイド研修会及びロールプレイング型実地研修に招聘した講師からの評価と今後に向けた提言を盛り込むことに加え、受託事業者の持つAT実施のためのノウハウを勧告し、他地域の

事例も用いるなどしながら、次年度以降、十勝の特色あるＡＴ推進のため地元観光関係者等の取組の指針となるものとする。

提案書は紙媒体（Ａ４版）２部及び電子データ１部を提出すること。

エ その他

上記以外に、予算上限の範囲において十勝のＡＴ人材の育成に資する提案があれば盛り込むこと。

(4) 本委託業務全体の留意事項について

本委託業務の成果に係る全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、北海道に帰属させること。また、受注者は、本委託業務に係る著作権を北海道に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。

(5) 契約期間

契約の日から令和７年３月７日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人等又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であり、道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有するものであること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）。

イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

ケ 原則として、過去５年の業務実績において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約し、確実に履行した実績を有すること。ただし、コンソーシアムの場合は、少なくとも構成員の一つが有すること。また、実績がない場合でも事業を実施する実力があり、かつ、確実に履行する見込みのある者を含む。

コ コンソーシアムの構成員が単独法人として重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 令和６年３月２６日（火）午後５時（必着）

イ 提出場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（帯広市東３条南３丁目１番地）

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く平日の午前９時から午後５時まで）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案（プロポーザル）説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和6年3月12日（火）から令和6年3月26日（火）まで
- (2) 交付場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（帯広市東3条南3丁目1番地）
なお、十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和6年4月10日（水）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（帯広市東3条南3丁目1番地）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 住所 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
- (3) 電話 0155-27-8632
- (4) F A X 0155-25-7756

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、プロポーザル説明書による。